



2024年5月15日

各 位

会 社 名 日本軽金属ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 一郎
(コード番号 5703 東証プライム)
問合せ先 企画統括室 広報・IR担当 石川 千津
(電 話 03-6810-7160)

役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2024年6月25日開催予定の第12回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成されておりましたが、今般、「譲渡制限付株式報酬」の新規付与を取りやめ、新たに本制度による株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び、取締役に交付する株式に退任（当社の取締役若しくは執行役員又は一部の当社子会社の取締役のいずれの地位でもなくなることをいいます。以下も同様です。）までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

具体的には、2013年6月27日開催の第1回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額396百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。））とは別枠で、本制度による報酬を、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給いたします。

本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び本制度による「株式報酬」により構成されることとなります。

本制度の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

なお、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員及び一部の当社子会社の取締役（以下、総称して「執行役員等」といいます。）に対しても、取締役に對するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。この場合執行役員等も当社取締役と同様に、本制度における信託の受益者となります。また、当社は、執行役員等に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託いたします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

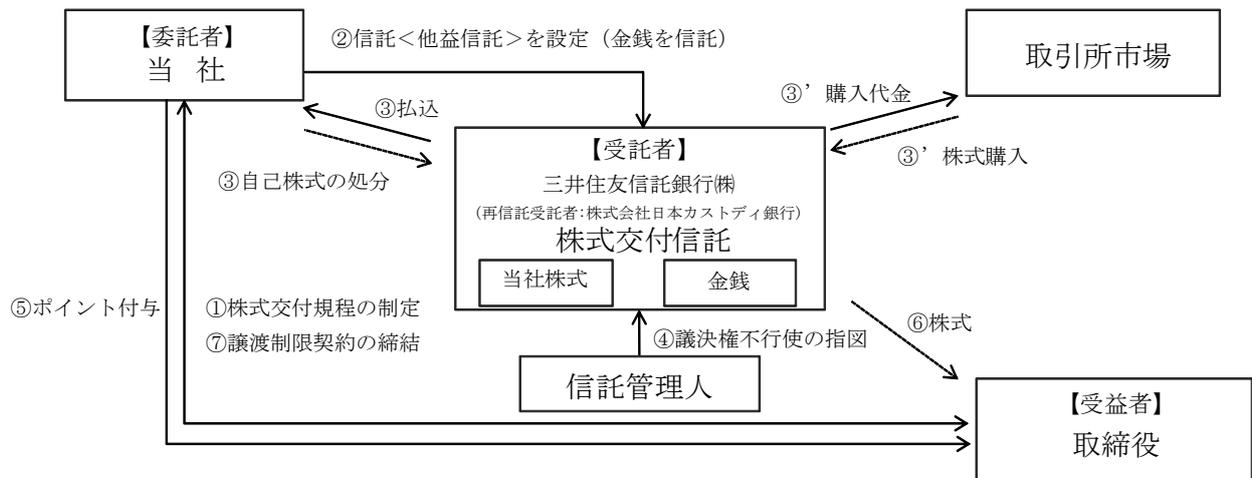
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとし、）という株式報酬制度です。

本制度に基づき付与するポイントは基礎ポイント及び業績連動ポイントの2種類です。

基礎ポイントの付与及び付与された基礎ポイントに相当する株式の交付は、本株主総会終結日の翌日から2026年6月の定時株主総会終結の日までの約2年間（以下、「基礎ポイント対象期間」といいます。）の間に在任する当社取締役に対して行います。業績連動ポイントの付与及び付与された業績連動ポイントに相当する株式の交付は、2025年3月末日に終了する事業年度から2026年3月末日に終了する事業年度までの2年間（以下、「業績連動ポイント対象期間」といいます。）の間に在任する当社取締役に対して行います。（一の業績連動ポイント対象期間と、当該期間の終了日の属する基礎ポイント対象期間を総称して、又は個別に、以下「対象期間」といいます。ただし、下記（4）のとおり、対象期間を延長することがあります。）

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、いずれのポイントについても、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益

権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。

- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から当該取締役が退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（2）信託の設定

本株主総会で本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（3）信託期間

信託期間は、2024年8月（予定）から2026年8月（予定）までの約2年間とします。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金 300 百万円（基礎ポイント対象期間に対して付与する基礎ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金分として金 44 百万円、業績連動ポイント対象期間に対して付与する業績連動ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金分として金 256 百万円）を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、上記のとおり執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき執行役員等に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、基礎ポイント対象期間については約5年間を、業績連動ポイント対象期間については5事業年度を上限とする期間を都度定めて対象期間を延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も

同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金としての金銭を本信託に追加拠出し、下記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。ただし、かかる追加拠出の金額は、(i)延長分の基礎ポイント対象期間に対して付与する基礎ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金分として、金22百万円に延長年数を乗じた金額、(ii)延長分の業績連動ポイント対象期間に対して付与する業績連動ポイントの総数に相当する当社株式の取得資金分として、128百万円に延長年数を乗じた金額、をそれぞれ上限とします(以降も同様とします)。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日(原則として毎事業年度)において、(i)基礎ポイント及び(ii)業績連動ポイントを付与します。

(i)基礎ポイントは役位等に応じた数を付与し、(ii)業績連動ポイントは役位等に応じて定める数に業績連動指標の実績値に応じて変動する業績連動係数を乗じた数を付与するものとします。なお、かかる業績連動指標及び業績連動係数のレンジは当社の取締役会において決定するものとしますが、当初の業績連動ポイント対象期間における業績連動指標は、「株価(TOPIX対比)」「非財務指標(温室効果ガス削減)」「個人目標達成度」等とし、業績連動係数のレンジは0%から200%までとする予定です。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり112,900ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数は、かかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

3. 取締役へ交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2. (6) ②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

ただし、株式交付時点において取締役が既に退任している場合や日本国の居住者でなくなることが見込まれる場合には、本譲渡制限契約を締結せずに、譲渡制限を付さない当社株式を交付することがあります。また、この場合には、上記2. (6) ②の数の当社株式のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

- ① 取締役は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から退任する日までの間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該当社株式を無償で取得すること
- ③ 当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認されて効力を生じることになる場合には、本譲渡制限契約の定めに従い、その時点で譲渡制限を解除することがあること
- ④ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役及び執行役員等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2024年8月（予定）
信託の期間	2024年8月～2026年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上